

(重要)本事務連絡は、3月18日に決定された新型コロナウイルス緊急事態の終了等に係る事項について周知するものです。「緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年3月19日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を併せて確認の上、関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長
文化関係団体の長

文化庁政策課長

3月18日に決定された新型コロナウイルス緊急事態の終了等について

3月18日、第58回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制、公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなり、3月21日をもって緊急事態措置が終了いたしました。

これに伴い同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本方針」という。)の改正が行われております。

また、緊急事態宣言解除後の催物開催制限等に関する取扱いについて、3月19日付で各都道府県知事等宛に「緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年3月19日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)が発出されておりますので、ご参照ください。

これらの内容について御了知いただくとともに、活動場所等となる地域の状況を自治体等に確認し、把握したうえで、適切に対応してください。また、本件について、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いいたします。

記

(参考資料)

・令和3年3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第58回)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030318.pdf

・令和3年3月18日 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第58回)における菅内閣総理大臣発言

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0318kaiken.html

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年3月18日変更）

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0318kaiken.html

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年3月18日）（新旧対照表）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210318.pdf

・緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年3月19日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210319.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話：03-6734-2809(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--